
5 5 0 9 . 機用品蔵入等承認申請変更

業務コード	業務名
C T E	機用品蔵入等承認申請変更

1. 業務概要

「機用品蔵入等承認申請変更事項登録（CTA01）」業務後、機用品蔵入承認申請変更を行う。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

算出された機用品品名コード毎の課税価格は1億円未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②機用品蔵入承認DBに登録されている変更事項登録を行った入力者と同一の利用者であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 機用品蔵入承認DBチェック

- ①入力された機用品蔵入等承認申請番号に対する機用品蔵入承認情報に存在すること。
- ②機用品蔵入等承認申請変更事項の登録が完了していること。（CTA01業務でエラーがないこと。）
- ③CTA01業務が行われている場合は、本業務が行われていないこと。
- ④「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務による機用品蔵入承認申請撤回の登録がされていないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 貨物情報関連チェック

(A) 輸入貨物情報DBチェック

機用品蔵入承認DBに登録されているAWB番号に対して以下のチェックを行う。

- (a) AWB番号に対する輸入貨物情報が存在すること。
- (b) ULDでないこと。
- (c) MAWBでないこと。
- (d) 一般仮陸揚貨物でないこと。
- (e) 仮・仮貨物でないこと。
- (f) 一カ所の保税蔵置場に全量蔵置されていること。
- (g) 突合済であること。
- (h) スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。
- (i) 他所蔵置場所に蔵置中でないこと。

- (j) 以下の税関手続きがされていないこと。
- ①他の輸入申告等がされていないこと。
 - ②「許可・承認等情報登録（輸入）（PCH）」業務による以下の登録
 - 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除容認」
 - 「手作業移行」
 - ③「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務による許可・承認登録
 - ④「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務による以下の登録
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「別送品輸入許可」
- (k) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (l) 輸入貨物情報DBに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。
- (m) 仕分けの親となっていないこと。
- (n) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (o) 訂正保留中でないこと。
- (p) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
- ①積載機名 1
 - ②積載機名 2
 - ③入港年月日
 - ④取卸港コード
- (q) HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- (r) HAWBの場合は、処理対象となる保税蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を省略可能な保税蔵置場でないこと。
- (s) 機用品蔵入承認DBに登録されている積載機名 1、積載機名 2、入港年月日及び取卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と、輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報が同一であること。
なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。
- (t) 機用品蔵入承認DBに登録されている積出地と、輸入貨物情報DBに登録されている積出地が同一であること。
- (B) 貨物情報DBチェック
- 機用品蔵入承認DBに登録されているB/L番号に対して以下のチェックを行う。
- (a) B/L番号が貨物情報DBに存在すること。
 - (b) 輸入貨物であること。
 - (c) 他の輸入申告等がされていないこと。
 - (d) 機用品蔵入承認DBに登録されている保税蔵置場に貨物が蔵置されていること。
 - (e) 仕分けの親となっていないこと。
 - (f) 混載仕分けの親となっていないこと。
 - (g) 訂正保留中となっていないこと。

(h) 以下の項目について、機用品蔵入承認DBに登録されている内容と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。

- ①貨物個数
- ②積載船舶コード
- ③船卸港コード

(i) 以下の登録がされていないこと。

- ①「廃棄届受理」
- ②「亡失届受理」
- ③「滅却承認」
- ④「現場収容」
- ⑤「税関内収容」
- ⑥「その他の搬出承認」

(j) 貨物手作業移行されていないこと。

(k) 削除対象となっていないこと。

(l) 他所蔵置場所に蔵置中でないこと。

(m) 保税運送申告がされていないこと

(n) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

(6) 機用品在庫DBチェック

- ①機用品蔵入承認DBに保税運送兼用の旨が登録されている場合、輸入者、運送先及び機用品品名コードに対する機用品在庫情報が存在すること。
- ②機用品蔵入承認DBに保税運送兼用の旨が登録されていない場合、輸入者、保税蔵置場及び機用品品名コードに対する機用品在庫情報が存在すること。
- ③「機用品関連情報登録（CRS01）」業務による機用品蔵入承認となる旨の登録がされていること。
- ④CRS01業務による譲渡（自社管理機用品）の旨の登録がされていないこと。

(7) 国内用輸出入者DBチェック

機用品蔵入承認DBに登録されている輸出入者コードに対する輸出入者情報が国内用輸出入者DBに存在すること。または、法人番号管理DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) あて先官署決定処理

あて先官署は、「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務において決定されたあて先官署を引き継ぐ。

(3) あて先部門決定処理

CTA01業務において、大額・少額識別に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。

ただし、CTA01業務によりあて先部門に入力がある場合は、入力された部門とする。

(4) 邦貨換算処理

CTA01業務において、インボイス通貨コードに入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、入力された通貨コードにより本業務の入力日における換算レートを適用し、以下の換算式で邦貨換算処理を行う。

入力金額×適用レート（円位未満を切り捨て）

(5) 課税価格算出処理

(A) 航空会社用総金額算出処理

- (a) 「航空会社用単価^{*1}×個数」を機用品品名コード毎に算出し、機用品品目価格を算出する。ただし、円位未満を切り捨て後「0」円の場合は、「1」円とする。
- (b) 機用品品目価格の合計を航空会社用総金額とする。

(* 1) 機用品在庫管理DBに登録されている機用品品名コード毎の航空会社用単価

(B) 課税価格算出処理

(a) インボイス価格条件が「F O B」の場合

$$\frac{\text{機用品品目価格} \times (\text{インボイス価格}^{*2} + \text{運賃}^{*3})^{*4}}{\text{航空会社用総金額}}$$
を課税価格^{*4}とする。

(* 2) 邦貨換算後のインボイス価格

(* 3) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B価格」の価格帯に応じた運賃計算式により算出された金額。

(* 4) 円位未満切り捨て

(b) インボイス価格条件コードが「C & F」または「C I F」の場合は、

$$\frac{\text{機用品品目価格} \times \text{インボイス価格}^{*2}}{\text{航空会社用総金額}}$$
を課税価格^{*4}とする。

(6) 統合処理

(A) 統合判定処理

以下の統計品目コードに対応する欄毎に統合を行う。

「000000011」

「000000019」

(B) 統合後の課税価格合計処理

統計品目コード毎に統合された欄の課税価格合計を算出する。

(C) 統合後の貨物重量合計処理

統計品目コード毎に統合された欄の貨物重量合計を算出する。

(D) 統合後の原産地コード設定処理

統計品目コード毎に統合された欄の内、課税価格が最も高い欄の原産地コードを設定する。

(E) 統合後の機用品品名設定処理

統計品目コード毎に統合された欄の内、課税価格が最も高い欄の機用品品名を設定する。

(7) 通関関係書類（原紙）提出要否判定処理

機用品蔵入承認DBの内容に基づき、通関関係書類（原紙）の提出要否を判定する。

(8) 利用者用整理番号払出し処理

既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

(9) 機用品蔵入承認DB処理

機用品蔵入承認申請変更の旨を機用品蔵入承認DBに登録する。

(10) 貨物情報関連処理

(A) 輸入貨物情報DB処理

機用品蔵入承認申請変更の旨を輸入貨物情報DBに登録する。

(B) 貨物情報DB処理

機用品蔵入承認申請変更の旨を貨物情報DBに登録する。

(11) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(12) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された機用品蔵入等承認申請番号に係る情報が存在する場合は、機用品蔵入承認申請変更された旨を登録する。

(13) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
機用品蔵入承認申請内容変更控情報	①運送先欄に登録がある場合で、運送先の保税地域区分が「A：総合保税地域」以外の場合 ②運送先欄に登録がない場合で、通関予定蔵置場の保税地域区分が「A：総合保税地域」以外の場合	入力者
機用品総保入承認申請内容変更控情報	①運送先欄に登録がある場合で、運送先の保税地域区分が「A：総合保税地域」の場合 ②運送先欄に登録がない場合で、通関予定蔵置場の保税地域区分が「A：総合保税地域」の場合	入力者
機用品蔵入承認申請明細情報	①運送先欄に登録がある場合で、運送先の保税地域区分が「A：総合保税地域」以外の場合 ②運送先欄に登録がない場合で、通関予定蔵置場の保税地域区分が「A：総合保税地域」以外の場合	入力者
機用品総保入承認申請明細情報	①運送先欄に登録がある場合で、運送先の保税地域区分が「A：総合保税地域」の場合 ②運送先欄に登録がない場合で、通関予定蔵置場の保税地域区分が「A：総合保税地域」の場合	入力者